

# ニュースレター

神奈川県臨床細胞学会

第30号 平成26年5月9日発行

事務局：〒259-1143

神奈川県伊勢原市下糟屋143

東海大学医学部附属病院

病理検査技術科内

TEL：0463-93-1121(内線6563)

FAX：0463-94-6776

第32回日本臨床細胞学会神奈川支部学術集会在東海大学医学部附属病院 伊藤 仁会長のもとで開催されました

第32回日本臨床細胞学会神奈川県支部学術集会を終えて

東海大学医学部附属病院 病理検査技術科 伊藤 仁

平成25年9月28日（土）に第32回日本臨床細胞学会神奈川県支部学術集会在、相模原市南メディカルセンターにて開催させて頂きました。当日は日本産婦人科手術学会と重なっており参加者数が心配されましたが、142名の皆様の参加を得て、盛会裏に終えることが出来ました。神奈川県臨床細胞学会の専門医、細胞検査士の皆様には、色々ご指導ご配慮いただきました。ご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。特に会場をお借りするに当たり北里大学の佐藤之俊先生には大変お世話を一方ならぬご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、学術集会の一般演題では、11題の演題が集まり婦人科、呼吸器、泌尿器、消化器、甲状腺、脳腫瘍、リンパ節など幅広い分野の演題が出



開会挨拶



ウグイス嬢

され、活発な討論が行われました。教育講演では、千葉県がんセンター臨床病理部病理検査科の平田哲士先生に『尿路上皮内癌と低異型度乳頭状尿路上皮癌の細胞像 -フィルター法-』をご講演頂き、日常業務で遭遇する機会が多く、診断に苦慮する低異型度尿路上皮癌について非常にわかりやすく解説して頂きました。また、ころとからだの元氣プラザの小田瑞恵先生には『コルポスコピーの基礎と細胞診・組織診との統合診断の実際』と題した講演をして頂きました。コルポスコピーなどの臨床的所見と、顕微鏡下で得られる細胞像、組織像の対比比較を多くの症例を用いて詳細にご解説頂きました。教育講演講師の両先生のご説明は非常に分かりやすく、会員の皆様にとりましてとても有意義であったと考えております。



活発な討論



しばし休憩



教育講演の平田哲士先生



教育講演の小田瑞恵先生

学術集会終了後には、相模大野駅直結のホテルセンチュリー相模大野内の中華料理店新福記にて懇親会を開きましたが、こちらも多くの会員の皆

様にご参加頂き、大盛会で会員同士の親睦が図れました。

最後に、本学術集会の開催に当たって、数ヵ月前から準備を担当していただいた運営スタッフと病理および産婦人科の先生方には大変お世話になりました。誌面をお借りし深く感謝申し上げます。また、この第32回の神奈川県支部学術集会が、本名称での最後の学術集会となり、来年度からは装いも新たに神奈川県臨床細胞学会学術集会という名称でスタートすることになります。これまで同様皆様方の厚いご支援ご協力をお願いいたします。末筆ながら、次回の神奈川県臨床細胞学会学術集会の成功をお祈り申し上げます。



学会運営スタッフ

平成26年より本会の名称が変更になりました。

日本語名称：神奈川県臨床細胞学会

英語名称：Kanagawa society of clinical cytology

# 会則の変更について

名称の変更に伴い会則が改定されました。改定後の会則を掲載します。

## 神奈川県臨床細胞学会 会則

### 第1章 名称と事務局

第1条 本会は神奈川県臨床細胞学会と称する。

第2条 本会の事務局は、会長の委嘱する施設に置く。

### 第2章 目的と事業

第3条 本会は神奈川県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌の発行
2. その他本会の目的達成のため必要な事業

### 第3章 会員

第5条 神奈川県に在住又は主な職場を有する公益社団法人日本臨床細胞学会会員をもって本会の会員とする。

第6条 会員は、本会が開催する集会に関する通知を受け、集会に出席して業績を発表し、発言することができる。

第7条 本会に多数の貢献をなしたものは、幹事会の決議に基づいて名誉会員に推薦されることがある。

第8条 第8条 本会の主旨に賛同し本会を賛助する目的で特別会費を納入する個人、又は法人を賛助会員とする。

第9条 第9条 会員が退会又は転居する場合は、事務局に通知しなければならない。2年以上引き続き会費を滞納し督促に応じない場合、その他本会会員としての名誉を傷つけた場合は、幹事会の決議によって退会せしめることができる。

### 第4章 役員

第10条 本会には下記の役員を置く。

条 会長 1名 副会長 1名  
幹事 若干名 監事 2名

第 11 会長は神奈川県に主な職場を有する公益社団法人日本臨床細胞学会正会員の  
条 うちより選出し、副会長、幹事並びに監事は会長が委嘱する。  
幹事のうち 1 名は庶務担当、1 名は会計担当と定める。

第 12 会長は随時幹事会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。  
条

第 13 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職  
条 務を代行する。

第 14 役員の任期は 3 年とし再任は妨げない。ただし会長の任期は原則 1 期とする。  
条 選出年度の 3 月 31 日時点で満 65 歳に達した者は、新たに会長、副会長、又は  
幹事に選任しないが、監事は選任可能とする。

## 第 5 章 会議と集会

第 15 本会は、毎年 1 回、総会並びに学術集会を開催する。  
条

第 16 学術集会は神奈川県臨床細胞学会学術集会と呼称する。  
条 学術集会の会長は幹事会において協議決定する。

第 17 会長は、学術集会以外に随時研修会などを開催することができる。  
条

## 第 6 章 機関誌

第 18 本会の機関誌は、神奈川県臨床細胞学会誌と称する。  
条

## 第 6 章 会計

第 19 本会の経費は、会費、寄付金等をもって当てる。  
条

第 20 会費の額及び納入方法は、幹事会に諮って会長が定める。  
条

第 21 本会の会計は担当幹事が管理する。

## 条

第 22 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

条 ただし、本機関誌に係る費用はその例外とし、機関誌ごとに発行年度に計上する。

第 23 本会の決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経たうえ総会の承認を得なければ

条 ならない。

## 第 8 章 会則の変更

第 24 この会則の変更は幹事会の決定によって行われ、総会の承認をうる。

## 条

### 付 則

1. 本会則は昭和57年9月4日から実施する。
2. 昭和 60 年 9 月 7 日一部改正。
3. 昭和 61 年 8 月 30 日一部改正。
4. 昭和 62 年 8 月 29 日一部改正。
5. 平成 6 年 3 月 26 日一部改正。
6. 平成 10 年 9 月 5 日一部改正。
7. 平成 14 年 9 月 7 日一部改正。
8. 平成 20 年度会計は平成 20 年 1 月 1 日より平成 21 年 3 月 31 日までとする。
9. 平成 20 年 9 月 6 日一部改正。
10. 平成 21 年 9 月 19 日一部改正。
11. 平成 25 年 9 月 28 日一部改正。

## 雑誌投稿規定ならびに電子公開同意書について

神奈川県臨床細胞学会誌投稿規定ならびに電子公開同意書が作成されました。

詳しくは ホームページ > 投稿規定

(<http://www.kanagawa-scc.jp/contribution.html>)をご覧ください。

---

ニューズレターは神奈川県臨床細胞学会広報委員会が制作しています

広報委員：磯崎 勝（委員長）、高久良子（副委員長）、岩撫成子、高瀬章子、長谷川哲哉、坂野みどり、本野紀夫

---